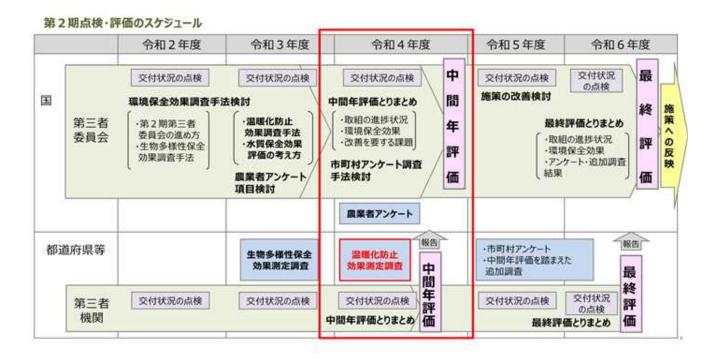
# 環境保全型農業直接支払交付金 中間年評価(第2期)のとりまとめについて

# ○環境保全型農業直接支払交付金

- 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止 や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動を支援する国の制度として、 平成23年度から実施しており、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発 揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施されています。
- 費用の半分を国が、残りの半分を県と市町が負担し、農業者への支援を行っています。
- 5年間を一つの期間として取組が進められており、期間中の評価(中間年・最終)の結果を踏まえ、制度が見直され、次期対策に反映されます。令和4年度は、第2期(R2~R6)の中間年となっています。

# ○事業の評価について

- 交付金の実施要領第 16 おいて、「事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする」ことや、県は「中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告する」ことが規定されています。
- 本県では、環境こだわり農業審議会を第三者機関として位置付けております。



# 環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価報告書(案)【概要版】

## I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

県基本構想において、<u>環境こだわり農業の定着やオーガニック農業の広がりを2030年の姿として目指して</u>おり、条例や基本計画等によって、具体的施策を推進している。

#### Ⅱ 取組の実施状況

#### 1 支援対象取組の実績

年度 (期)	(参考) H31/R1	R2	R3
項目	第1期	第2期	
実施市町村数	19	19	19
実施件数	488	447	435
取組面積(ha)	14,366	12,978	12,741
交付額(千円)	599,867	555,341	544,936
環直交付金の 制度見直し		麦・大豆・飼料作物・そば等 地域特認取組の対象外	

#### Ⅲ 環境保全効果等の効果

## 1 地球温暖化防止効果

令和3年度、本県では長期中干しを含んだ地域特認取組の面積が耕地面積の25.4%を占め、23,824t-C02/年の温室効果ガス削減効果を確認した(第1期最終評価と同算定手法により算出)。

## 2 生物多様性保全効果

令和3年度に実施した生物多様性調査においては、希少な生物が確認されるなど、取組ほ場において高い生物多様性保全効果を確認した。

#### 3 その他の効果

- 水質保全効果の地域特認取組「緩効性肥料の利用及び長期中干し」については、本県が令和元年度にほ場で実測により、水系への全窒素の流出負荷量を 軽減する効果を確認した。
- 本交付金と環境こだわり農産物の生産を一体的に推進している。県の認証を受けた「みずかがみ」「コシヒカリ」「オーガニック近江米」については、全農しがの協力により、仕分け集荷がすすみ、量販店において統一のパッケージにより販売されている。

#### IV 事業の評価及び今後の方針

#### ○ 事業の評価

県の耕地面積の約3割で本交付金に取り組まれている。本交付金の活用によって継続的に環境保全型農業に取り組まれており、地球温暖化防止や生物多様性保全、水質保全に効果の高い営農活動が県内で着実に定着してきている。

#### ○ 今後の方針

「みどりの食料システム戦略」を踏まえながら、今後作成予定のみどりの食料システム法に基づく基本計画を早い段階で作成し、交付金の取組を進めることによって、滋賀ならではの、持続的で生産性の高い農業の振興を図る。